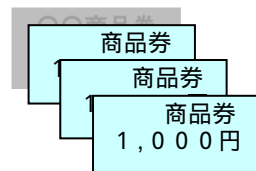


その商品券 大丈夫!?



まだ使えますか？

⚠ 手元にある商品券、ギフト券、プリペイドカードが使えなくなったという相談が増えています。



⚠ 商品券等には有効期限が設定されている場合があります。

⚠ 発行者が利用を終了する場合があります。

➤ 「資金決済法」では、60日以上のお戻し申請期間を設け、利用者へお戻しすることが定められています。

➤ 発行者はホームページ、日刊新聞紙、店頭掲示などでお戻し手続について、お知らせすることになっています。

⚠ この期間内に申請をしないと、資金決済法に基づくお戻しを受けられません。

関東財務局では、ホームページや下記窓口で「商品券等のお戻し」についてご案内しています。

関東財務局金融監督第6課 (048-600-1152)

ホームページ <https://lfb.mof.go.jp/kantou/>

詳しくはこちら

関東財務局

検索

(ご注意!) 「資金決済法」の対象とならない商品券について

商品券には「資金決済法」の規制対象とならないものがありますので、ご注意ください。

規制対象とならない商品券は、「有効期限が6月内の商品券」等です。

規制対象とならない商品券について相談がある場合は、保有者ご自身において発行者と話し合いを行っていただく必要があります。